

豊中市地域包括ケアシステム推進総合会議・地域福祉ネットワーク会議設置要綱

(目的)

第1条 誰もが住み慣れた地域で孤立することなく安心して暮らすことができるよう、支援を必要とする人の早期発見から支援につながるライフセーフティネットの構築を図るとともに、地域包括ケアシステムの全市的な推進を目的として、福祉・保健・医療の関係機関等が分野を超えて密接に連携し、総合調整等を行う「豊中市地域包括ケアシステム推進総合会議（以下「総合会議」という。）」および「地域福祉ネットワーク会議」を設置する。

(会議および実施事業)

第2条 「総合会議」は、次に掲げる内容を所掌する。

- (1) 地域包括ケアシステムの運用に関すること。
 - (ア) 地域における保健・医療・福祉分野のサービス等に関する総合調整
 - (イ) 地域における保健・医療・福祉分野のサービス等の社会資源に関する情報共有、開発に資する意見交換・検討
 - (2) 高齢者及び障害者等の消費者安全確保の取組みに関すること
 - (3) 地域福祉ネットワーク会議への支援等に関する事項
 - (4) その他、「総合会議」の設置目的を達成するために必要な事項
- 2 「地域福祉ネットワーク会議」は、次に掲げる内容を所掌する。
- (1) 地域における関係機関・団体等が実施する事業等についての情報交換や連携
 - (2) 地域における要援護者を取り巻く現状や課題の把握および総合会議への提案
 - (3) その他、「地域福祉ネットワーク会議」の設置目的を達成するために必要な事項

(総合会議の組織および運営)

第3条 総合会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 統括は、福祉部を所掌する副市長をもって充てる。
- 3 統括に事故があるときは、委員長がその職務を代理する。
- 4 委員長は、福祉部長の職にある者を、副委員長は、健康医療部長の職にある者並びに豊中市社会福祉協議会事務局長の職にある者をもって充てる。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。
- 6 総合会議は、統括が招集し、委員長がその議長となる。
 - (1) 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、又は意見を聴き、若しくは資料の提供を求めることができる。
 - (2) 総合会議の事務局は、地域共生課に置く。
- 7 統括が、協議のため必要があると認めるときは、部会を設置することができる。

(地域福祉ネットワーク会議の組織および運営)

- 第4条 地域福祉ネットワーク会議は、おおむね中学校区ごとに組織するものとし、別表に掲げる職にある者が指名する職員及び民生委員・児童委員または校区福祉委員をもって構成する。
- 2 市及び社会福祉法人豊中市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が必要と認めたときは、前項に定める者以外の出席を求め、又は意見を聴き、若しくは資料の提供を求めることができる。

- 3 地域福祉ネットワーク会議は、市と市社協が共催する。
- 4 地域福祉ネットワーク会議は、必要に応じて部会を設置することができる。

(秘密の保持)

第5条 総合会議及び地域福祉ネットワーク会議等の出席者は、活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の報告)

第6条 市社協は、地域福祉ネットワーク会議の開催を調整し、その開催内容について、市へ報告しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 12 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行により、第 1 条において設置する会議のうち「豊中市ライフセーフティネット総合調整会議」を「地域包括ケアシステム推進総合会議」に改める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6年1月29日から施行する。

【別表】

統括	福祉部を所掌する副市長	
委員長	福祉部長	
副委員長	健康医療部長 豊中市社会福祉協議会 事務局長	
市関係部局	福祉部	地域共生課担当次長 地域共生課長 福祉事務所長 障害福祉課長 長寿社会政策課長 長寿安心課長
	健康医療部	保健安全課長 コロナ健康支援課長 医療支援課長 保険給付課長
	こども未来部	こども政策課長
	こども未来部 はぐくみセンター	こども安心課長 こども支援課長 おやこ保健課長
	市民協働部	人権政策課長 コミュニティ政策課長 暮らし支援課長 地域連携課長
	環境部	資源循環長
	都市計画推進部	住宅課長
	教育委員会	児童生徒課長 学校教育課長
	財務部	税務・債権管理長
	上下水道局経営部	お客さまセンター 窓口課長
府の機関	消防局	救急救命課長
	池田子ども家庭センター 企画調整課長 豊中警察署 生活安全課長 豊中南警察署 生活安全課長	
関係機関 団体 事業者	豊中市医師会 会長 豊中市歯科医師会 会長 豊中市薬剤師会 会長 豊中市病院連絡協議会 会長	

	<p>民生・児童委員協議会連合会 会長 校区福祉委員会会長会 会長 地域包括支援センター連絡協議会 代表者 介護保険事業者連絡会 会長 豊中市障害者自立支援協議会 会長 関西電力株式会社 大阪ガス株式会社 豊中市内郵便局代表</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------